

## 吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則の一部改正の骨子案

### 1 趣旨及び概要

現在、スポーツ施設の予約等各種手続の利便性向上のために、スポーツ施設情報システム（以下「システム」という。）を導入していますが、登録期間が自動更新となっているため、システム利用の意思がないにもかかわらず自動的に期間が更新されているケースがあります。特に、吹田市内で勤務しているシステムの登録者若しくは吹田市内の学校に通っているシステムの登録者（以下、市内在勤在学者という。）又は市内団体若しくは市外団体であるシステムの登録者（以下、団体という。）については、登録の期間は自動的に更新されているものの、更新時期に必要な書類の提出がないことからシステムの利用が停止しているケースがあります。

今回、市内在勤在学者等について、要件確認のための書類の提出をシステムの登録期間の更新に必要な手続とする等の更新手続に係る運用の変更を行うものです。

### 2 改正内容

市内在勤在学者又は団体であるシステムの登録者が勤務地等の所在地を明らかにする書類等の所定の要件を確認することができる書類を提出しない場合には、登録期間を更新しないことができることとします。

### 3 施行予定

令和7年4月1日から施行します。